

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

## 茨城国民年金 事案 805

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月から44年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、会社を退職（昭和43年2月）後1年以上が過ぎたころ、父が、A市役所に行って国民年金の加入手続きを行い、未納保険料を一括で納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の保険料を納付したとするその両親及び申立期間当時同居していたその実兄に係る申立期間の保険料については納付済みとなっているとともに、申立人の両親及び実兄は、国民年金加入期間に係る保険料をすべて納付していることから、その両親は保険料の納付意識が高かったものと考えられ、申立人に係る申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、A社における資格取得日については昭和22年1月1日、資格喪失日については23年6月1日であると認められる。また、B社における資格取得日については昭和23年6月1日、資格喪失日については同年7月10日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、A社に係る昭和22年1月から23年5月までの標準報酬月額及びB社に係る同年6月の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年1月1日から23年7月10日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、C社に勤務していた昭和20年から22年までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。夫(申立人)は、平成19年に他界したが、生前C社の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないと言っていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張しているC社の名称による適用事業所は、社会保険庁の記録では確認できなかったが、類似名称事業所について調査したところ、「D社」及び「E社」が適用事業所として存在することが確認できた。このため、両社に係る社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)を調査したところ、両社の被保険者名簿に、生年月日がJと申立人の生年月日と異なるものの、氏名が「F氏」となっている被保険者が掲載されていることが確認できる。

また、両社の被保険者名簿から、「D社」においては昭和22年1月1日に被保険者資格を取得し、23年6月1日に資格を喪失していること(現在、オンライン記録に入力されておらず、該当者が不明の記録)及び「E社」においては23年6月1日に被保険者資格を取得し、同年7月10日に資格を喪失

していることが確認できるとともに、双方の記録が厚生年金手帳記号番号は「G」となっており、この記号番号に係る厚生年金手帳記号番号払出簿を調査したところ、「D社」に係る被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

一方、「G」に係る社会保険業務センターが管理する厚生年金保険被保険者台帳に記載された氏名は「F氏」とは異なっている上、社会保険庁のオンライン記録においても、「H」の厚生年金保険手帳記号番号で、「I氏」の記録が確認でき、この二つの記録上の生年月日はJとなっており、「D社」の被保険者記録は無いことが確認できる。

しかし、「I氏」、「J生」によって社会保険庁の記録を調査したところ、「H」の記録以外には同一人と思われる記録が存在しないことが確認できる上、「E社」に係る被保険者名簿に登録されている者の中に「I氏」は見当たらない。

また、厚生年金保険被保険者台帳に記載された記録は、「E社」に係る被保険者名簿に登録された「F氏」の記録と一致していることが確認できることから、被保険者名簿によって被保険者台帳を作成した職員が氏名を誤読したことによって、「F氏」の記録が欠落したものと推認できる。

これらの事情並びに「D社」及び「E社」の記録が i) 申立人と氏名が同一であること、ii) 申立期間と重なり合う期間の記録であること、iii) 申立事業所と名称は異なるものの、名称が類似する事業所に係る記録であることなどから、上記記録は申立人の記録であると推認できる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、「D社」に係る被保険者名簿の記録から、昭和22年1月から23年5月までの期間については600円（20等級）とし、「E社」に係る被保険者名簿の記録から、23年6月については、600円（6等級）とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 9 年 11 月 30 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 7 年 11 月 1 日から 9 年 11 月 30 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。月 50 万円の給与を受けていた給与明細があり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成 9 年 11 月 30 日より後の、同年 12 月 1 日付けで、7 年 11 月 1 日に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正され、9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る平成 7 年、8 年及び 9 年の源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、遡及訂正前の標準報酬月額に相当する給与の支給を受けていたことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿閉鎖謄本により、申立人は申立期間中、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

しかし、申立期間当時のA社の事業主から、申立人の標準報酬月額を引き下げる届出は自分が行い、当時B職であった申立人は全く関与しておらず、知らなかったと思われるとの証言が得られたことから、申立人が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場であった又は標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、50 万円に訂正することが必要であると認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から42年3月までの期間及び同年4月から46年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から42年3月まで  
② 昭和42年4月から46年8月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和40年7月から42年3月までの期間及び同年4月から46年8月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、昭和42年4月の結婚までは実父が保険料を納付してくれ、結婚後は夫がA町役場(当時)において、夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和46年9月25日から同年10月7日までの間と考えられ、この時点では、申立期間①のすべて及び申立期間②の大半については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間①の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の夫については、申立期間②に厚生年金保険被保険者期間が存在するのみであり、同資格以外の期間については、国民年金に加入した形跡がうかがえず、事実、申立人とその夫については、国民年金手帳記号番号が連番であり、昭和46年9月25日から同年10月7日までの間に国民年金に加入

したと考えられることから、申立期間②について、その夫が、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の主張には矛盾が認められる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 46 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、A社に昭和 46 年 4 月 1 日から勤務しており、また、厚生年金保険被保険者証において、「初めて資格を取得した年月日」が 46 年 4 月 1 日となっているところ、46 年 8 月 1 日に訂正されている形跡があるため、申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の工場長及び同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録では、A社は、新たに昭和 46 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者番号払出簿及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 6 人全員が、申立人と同様に、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 46 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、これら同僚 6 人のうち、存命中で連絡先が判明した 5 人に照会したところ、4 人から回答が得られ、実際の入社日は厚生年金保険の資格取得日より 7 か月ないし 1 年 7 か月前であるとの証言が得られた上、そのうち 2 人からは、入社後、同社に社会保険が適用された際に厚生年金保険に加入し

た旨の証言が得られた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社又はB社に勤務していた昭和32年4月1日から33年3月31日までの期間については厚生年金保険の適用事業所として該当する事業所が無い旨、及びC社に勤務していた33年4月1日から34年3月31日までの期間については加入記録が無かった旨の回答を受けた。

これら事業所に勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社又はB社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間①に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録により、「A社」及び「B社」について検索したものの、申立人が主張する所在地に該当事業所は確認できない。

さらに、申立人が主張する所在地には、これら事業所名による登記簿を確認することができない。

加えて、申立人は、A社又はB社について、D社の下請会社であったと主張しているが、E社（D社の社名変更後の事業所）に照会したところ、申立期間①当時、A社又はB社という名称の関連会社は無く、また、下請会社については管理外であることから不明である旨の証言が得られた。

また、申立人は、申立期間①当時の同僚の名前を記憶していないため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する証言を得ることができない。

2 申立期間②について、申立人が申立期間②当時にC社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間②に係る社会保険事務所が管理するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間②当時の事業主は既に他界しており、また、現在の事業主に照会したものの、申立人に係る申立期間②当時の勤務状況等を確認できる資料は残存していないとの回答であったため、申立人の申立期間②に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚の中には、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が見当たらない者が存在することから、同社においては必ずしも全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがわれる。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間②当時厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した9人に照会したものの、申立人に係る厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。